

## 【表紙】

【提出書類】	半期報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年4月23日
【中間会計期間】	第8期中（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）
【会社名】	株式会社みずほ銀行
【英訳名】	Mizuho Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 西堀 利
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番5号
【電話番号】	東京 (03)3596-1111 (代表)
【事務連絡者氏名】	主計部次長 疋田 幸伸
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番5号
【電話番号】	東京 (03)3596-1111 (代表)
【事務連絡者氏名】	主計部次長 疋田 幸伸
【縦覧に供する場所】	金融商品取引法の規定による備置場所はありません。

## 1 【半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成21年11月27日に提出いたしました第8期中（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）半期報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第1 企業の概況

##### 1 主要な経営指標等の推移

- (1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移
- (2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

#### 第2 事業の状況

##### 1 業績等の概要

##### ③ 自己資本比率

（自己資本比率の状況）

連結自己資本比率（国内基準）

単体自己資本比率（国内基準）

#### 第5 経理の状況

##### 1 中間連結財務諸表等

- (1) 中間連結財務諸表  
注記事項

##### 2 中間財務諸表等

- (1) 中間財務諸表  
注記事項

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_を付して表示しております。

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

(訂正前)

		平成19年度中間 連結会計期間	平成20年度中間 連結会計期間	平成21年度中間 連結会計期間	平成19年度	平成20年度
		(自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日)	(自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日)	(自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日)	(自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日)	(自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日)
連結自己資本比率 (国内基準)	%	12.25	11.58	<u>12.79</u>	11.97	<u>11.78</u>

(注) <略>

(訂正後)

		平成19年度中間 連結会計期間	平成20年度中間 連結会計期間	平成21年度中間 連結会計期間	平成19年度	平成20年度
		(自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日)	(自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日)	(自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日)	(自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日)	(自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日)
連結自己資本比率 (国内基準)	%	12.25	11.58	<u>12.77</u>	11.97	<u>11.77</u>

(注) <略>

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移  
(訂正前)

回次		第6期中	第7期中	第8期中	第6期	第7期
決算年月		平成19年9月	平成20年9月	平成21年9月	平成20年3月	平成21年3月
単体自己資本比率 (国内基準)	%	12.10	11.48	<u>13.01</u>	11.70	<u>11.78</u>

(注) <略>

(訂正後)

回次		第6期中	第7期中	第8期中	第6期	第7期
決算年月		平成19年9月	平成20年9月	平成21年9月	平成20年3月	平成21年3月
単体自己資本比率 (国内基準)	%	12.10	11.48	<u>12.99</u>	11.70	<u>11.76</u>

(注) <略>

## 第2【事業の状況】

### ③ 自己資本比率

(訂正前)

当中間連結会計期間末のバーゼルⅡ連結自己資本比率(国内基準)は12.79%、バーゼルⅡ単体自己資本比率(国内基準)は13.01%となりました。

(訂正後)

当中間連結会計期間末のバーゼルⅡ連結自己資本比率(国内基準)は12.77%、バーゼルⅡ単体自己資本比率(国内基準)は12.99%となりました。

(自己資本比率の状況)

(参考)

<略>

連結自己資本比率 (国内基準)

(訂正前)

項目	平成20年9月30日		平成21年9月30日	
	金額 (百万円)		金額 (百万円)	
基本的項目 (Tier 1)	期待損失額が適格引当金を上回る額の50% 相当額 (△)	24,023	24,729	
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	1,914,048	1,837,165	
	計 (A)	1,865,832	1,837,165	
補完的項目 (Tier 2)	一般貸倒引当金	1,310	1,783	
	計	1,379,630	1,355,949	
	うち自己資本への算入額 (B)	1,379,630	1,355,949	
控除項目	控除項目 (注6) (D)	61,568	62,146	
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	3,183,893	3,130,967	
リスク・アセット等	資産 (オン・バランス) 項目	22,045,351	19,608,185	
	オフ・バランス取引等項目	3,319,362	3,246,467	
	信用リスク・アセットの額 (F)	25,364,713	22,854,653	
	計 ((F) + (G) + (I) + (K)) (L)	27,478,908	24,472,140	
連結自己資本比率 (国内基準) = E / L × 100 (%)		11.58	12.79	
(参考) Tier 1 比率 = A / L × 100 (%)		6.79	7.50	

(注) 1. <略>

2. 「繰延税金資産の純額に相当する額」は平成20年9月30日現在431,026百万円、平成21年9月30日現在300,777百万円であり、「繰延税金資産の算入上限額」は平成20年9月30日現在382,809百万円、平成21年9月30日現在367,433百万円であります。

3～6. <略>

(訂正後)

項目		平成20年 9月30日	平成21年 9月30日
		金額 (百万円)	金額 (百万円)
基本的項目 (Tier 1)	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額 (△)	24,023	<u>25,599</u>
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	1,914,048	<u>1,836,295</u>
	計 (A)	1,865,832	<u>1,836,295</u>
補完的項目 (Tier 2)	一般貸倒引当金	1,310	<u>1,782</u>
	計	1,379,630	<u>1,355,948</u>
	うち自己資本への算入額 (B)	1,379,630	<u>1,355,948</u>
控除項目	控除項目 (注6) (D)	61,568	<u>63,016</u>
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	3,183,893	<u>3,129,227</u>
リスク・アセット等	資産 (オン・バランス) 項目	22,045,351	<u>19,628,038</u>
	オフ・バランス取引等項目	3,319,362	<u>3,248,226</u>
	信用リスク・アセットの額 (F)	25,364,713	<u>22,876,264</u>
	計 ((F) + (G) + (I) + (K)) (L)	27,478,908	<u>24,493,752</u>
連結自己資本比率 (国内基準) = E / L × 100 (%)		11.58	<u>12.77</u>
(参考) Tier 1 比率 = A / L × 100 (%)		6.79	<u>7.49</u>

(注) 1. &lt;略&gt;

2. 「繰延税金資産の純額に相当する額」は平成20年9月30日現在431,026百万円、平成21年9月30日現在300,777百万円であり、「繰延税金資産の算入上限額」は平成20年9月30日現在382,809百万円、平成21年9月30日現在367,259百万円であります。

3～6. &lt;略&gt;

単体自己資本比率（国内基準）  
（訂正前）

項目		平成20年 9月30日	平成21年 9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額（△）	57,138	<u>64,165</u>
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 （上記各項目の合計額）	1,844,359	<u>1,798,209</u>
	計 (A)	1,796,172	<u>1,798,209</u>
補完的項目 (Tier 2)	一般貸倒引当金	678	<u>766</u>
	計	1,378,998	<u>1,355,082</u>
	うち自己資本への算入額 (B)	1,352,064	<u>1,355,082</u>
控除項目	控除項目（注6） (D)	93,049	<u>98,359</u>
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	3,055,187	<u>3,054,932</u>
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	21,682,620	<u>19,287,523</u>
	オフ・バランス取引等項目	3,061,331	<u>3,036,166</u>
	信用リスク・アセットの額 (F)	24,743,951	<u>22,323,690</u>
	計 ((F) + (G) + (I) + (K)) (L)	26,600,239	<u>23,480,772</u>
単体自己資本比率（国内基準） = E / L × 100 (%)		11.48	<u>13.01</u>
（参考）Tier 1 比率 = A / L × 100 (%)		6.75	<u>7.65</u>

（注） 1. <略>

2. 「繰延税金資産に相当する額」は平成20年9月30日現在417,058百万円、平成21年9月30日現在284,574百万円であり、「繰延税金資産の算入上限額」は平成20年9月30日現在368,871百万円、平成21年9月30日現在359,641百万円であります。

3～6. <略>

(訂正後)

項目		平成20年 9 月 30 日	平成21年 9 月 30 日
		金額 (百万円)	金額 (百万円)
基本的項目 (Tier 1)	期待損失額が適格引当金を上回る額の50% 相当額 (△)	57,138	<u>65,034</u>
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	1,844,359	<u>1,797,339</u>
	計 (A)	1,796,172	<u>1,797,339</u>
補完的項目 (Tier 2)	一般貸倒引当金	678	<u>765</u>
	計	1,378,998	<u>1,355,081</u>
	うち自己資本への算入額 (B)	1,352,064	<u>1,355,081</u>
控除項目	控除項目 (注6) (D)	93,049	<u>99,229</u>
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	3,055,187	<u>3,053,192</u>
リスク・アセット等	資産 (オン・バランス) 項目	21,682,620	<u>19,307,376</u>
	オフ・バランス取引等項目	3,061,331	<u>3,037,925</u>
	信用リスク・アセットの額 (F)	24,743,951	<u>22,345,302</u>
	計 ((F) + (G) + (I) + (K)) (L)	26,600,239	<u>23,502,384</u>
単体自己資本比率 (国内基準) = E / L × 100 (%)		11.48	<u>12.99</u>
(参考) Tier 1 比率 = A / L × 100 (%)		6.75	<u>7.64</u>

(注) 1. &lt;略&gt;

2. 「繰延税金資産に相当する額」は平成20年9月30日現在417,058百万円、平成21年9月30日現在284,574百万円であり、「繰延税金資産の算入上限額」は平成20年9月30日現在368,871百万円、平成21年9月30日現在359,467百万円であります。

3～6. &lt;略&gt;



## 第5【経理の状況】

### 1【中間連結財務諸表等】

#### (1)【中間連結財務諸表】

##### 【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

(訂正前)

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、20,913,754百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが20,297,203百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、<u>20,649,144百万円</u>であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが20,069,699百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、20,693,068百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが20,121,543百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

(訂正後)

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、20,913,754百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが20,297,203百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、<u>20,649,091百万円</u>であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが20,069,699百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、20,693,068百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが20,121,543百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

(訂正前)

前中間会計期間末 (平成20年 9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年 9月30日)	前事業年度末 (平成21年 3月31日)
<p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、21,097,668百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが20,473,453百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときには、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、<u>20,867,236百万円</u>であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが20,281,449百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときには、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、20,921,891百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが20,342,543百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときには、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

(訂正後)

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
<p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、21,097,668百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが20,473,453百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときには、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、<u>20,867,183百万円</u>であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが20,281,449百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときには、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、20,921,891百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが20,342,543百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときには、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>